

○石巻市時間延長保育事業費補助金交付要綱

平成27年 7月31日告示第293号

改正

平成30年 3月30日告示第112号

石巻市時間延長保育事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石巻市時間延長保育事業実施要綱（平成27年石巻市告示第137号。以下「実施要綱」という。）第3条第4項の規定に基づく補助金の交付に関する手続について必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）及び石巻市市税の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（平成29年石巻市規則第37号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付申請)

第2条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市時間延長保育事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 石巻市時間延長保育事業実施見込・実績調書（様式第2号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金の交付の可否を決定し、石巻市時間延長保育事業費補助金交付可否決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、事業の適正な執行を確保するため、前項の決定に条件を付するものとする。

(書類の整備及び保管)

第4条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、延長保育及び時間外保育（以下「時間延長保育」という。）の実施状況、日々の対象児童数、利用料金の徴収その他延長保育の実施に係る事項に関し、記録し、書類を整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下単に「事業」という。）に係る収支計画（予算）及び決算との関係を明らかにした書類を整備しなければならない。

3 補助事業者は、前2項の規定により整備した書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(事業の変更等)

第5条 補助事業者は、事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）するとき、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、石巻市時間延長保育事業変更承認申請書（様式第4号）又は石巻市時間延長保育事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添付して市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、石巻市時間延長保育事業変更

(中止・廃止)承認(不承認)決定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告等)

第6条 補助事業者は、毎月の時間延長保育を利用した児童の数を翌月10日までに、市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに石巻市時間延長保育事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(1) 石巻市時間延長保育事業実施見込・実績調書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条第2項の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、石巻市時間延長保育事業費補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

3 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、石巻市時間延長保育事業費補助金精算(概算)払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときはその返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、石巻市時間延長保育事業費補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年8月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月30日告示第112号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、この告示の施行の日以後の補助金等の申請から適用し、この告示の施行の日前の申請については、なお従前の例による。

様式第1号 (第2条関係)  
様式第2号 (第2条関係)  
様式第3号 (第3条関係)  
様式第4号 (第5条関係)  
様式第5号 (第5条関係)  
様式第6号 (第5条関係)  
様式第7号 (第6条関係)  
様式第8号 (第7条関係)  
様式第9号 (第8条関係)  
様式第10号 (第9条関係)